

三田市総合政策部の公の施設に係る指定候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三田市指定候補者選定委員会規則（平成17年三田市規則第27号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、総合政策部が所管する公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定するため、三田市総合政策部の公の施設に係る指定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業会計等について専門知識を有する者
- (3) 公募又は市政参加市民名簿により選出された市民
- (4) この選定委員会が事務を所掌する公の施設に類似する施設について専門知識を有すると認める者

(会議の公開)

第3条 三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）第30条の規定により会議は公開とする。ただし、選定委員会が必要と認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、指定候補者を選定する施設所管課において処理する。

(補則)

第5条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年12月18日から施行する。